

“bit-drive”は、ソニービジネスソリューション株式会社が提供するサービスです。申込者は本書面の記載事項にご同意の上お申込みください。申込者が各加入契約のお申込みに必要な事項の記載をされない場合及び本書面の記載事項の内容の全部又は一部に同意されない場合、本サービスをご利用にならないことがあります。予めご了承ください。

・個人情報収集者の名称：ソニービジネスソリューション株式会社

・個人情報利用者の名称：ソニービジネスソリューション株式会社

・収集する個人情報：

- 1) 提供するサービスにご登録いただく個人情報の課目
- 2) お問い合わせの際に承る、氏名・e-mailアドレス、連絡先電話番号等

・個人情報の利用目的：

【1】サービス提供のための利用

bit-driveは、bit-driveが提供する各種サービスの加入契約に関して申し込み者（加入以下契約成立時以降に申し込み者が加入者となった場合を含みます。以下、申し込み者・加入者を総称して単に「加入者」といいます。）より取得する、所定の申込書記載事項を含む個人情報（以下単に「個人情報」といいます。）を、次の目的で利用します。

- 1) 当社サービスを利用するための必要情報を提供するため
- 2) 当社サービスの利用に関する料金請求を行うため
- 3) 当社サービスに関する機器・物品等の送付または回収のため
- 4) 当社サービスの工事、保守、障害対応のため
- 5) お客様からの各種問い合わせ等に対する対応のため
- 6) 当社サービスの変更及びサービスの休廃止の通知のため

【2】業務委託

bit-driveでは、本サービスに係る業務を円滑に遂行するため、業務の一部を協力会社に委託し、当該協力会社に対し必要な範囲内で上記により取得した加入者の個人情報の一部を預託する場合がありますが、この場合は、当事業ユニットが定めた基準を満たす事業者を協力会社として選定するとともに、個人情報の取り扱いに関する契約の締結や適切な監督を行います。

【3】本サービス提供に関わる委託先以外の事業者への通知又は提供
bit-driveは、本サービスの提供に無関係な第三者に個人情報を提供することはございませんが、本サービス提供に必要な次の場合に限り、他の事業者へ個人情報を提供又は通知します。

1) 電気通信事業者への通知

bit-driveは、本サービスを提供するうえで必要な契約をbit-driveと締結した電気通信事業者に対し、取得した個人情報の一部を各加入契約に係わる電気通信事業者に限り、提供します。

2) 与信及び債権譲渡に伴う個人情報提供

bit-driveは、加入契約により生じた債権をSFIリーシング株式会社（以下「SFI」といいます）に譲渡しており、本債権譲渡にあたり、bit-driveは与信、料金の請求又は回収に必要な項目の情報を、SFIに提供します。

3) 業務の受託に伴うJPNIC等への提供

bit-driveは、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）及び株式会社日本レジストリサービス（JPRS）（以下総称して「JPNIC等」といいます）の指定事業者として、IPアドレスの割り当てもしくは返却およびドメイン名の割り当て、変更もしくは廃止の事務業務を行っております。本業務を行うにあたり、bit-driveは、加入者からのご請求に基づきJPNIC等所定の書面にて個人情報を取得のうえ、システム・機器への設定登録に用いる他、当該個人情報をJPNIC等に提供します。

【4】営業活動目的での利用

bit-driveは、加入者情報の一部を以下の営業活動で利用することがあります。申込書

- 1) bit-driveが、当社またはソニー株式会社が提供するサービス・商品の宣伝物・印刷物の送付などの営業活動を行うための利用
- 2) bit-driveがbit-driveの名称で提供する各種サービスのマーケティング活動・サービス開発のための利用

【5】変更、最新情報等の告知方法

- 1) bit-driveは、上記で定める利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内において、利用目的を変更することがあります。変更した場合は、bit-driveウェブサイト（<http://www.bit-drive.ne.jp>）上でお知らせいたします。
- 2) bit-driveのプライバシーポリシー、その他個人情報管理に関する最新情報、手続き等につきましてbit-driveウェブサイト（<http://www.bit-drive.ne.jp>）上でお知らせいたします。

・個人情報の提供に関する必須、任意の区別：

個人情報の提供はあくまで任意によるものですが、必要な情報のご提供がない場合にはお問い合わせに応じられない場合がございますのでご了承願います。

・個人情報の取り扱いに関する安全管理措置及び第三者への提供に関して：

お預かりした個人情報はその利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、不正アクセス、改ざん、漏洩などから守るべく適切な安全管理措置を講じます。また法令により例外として認められる場合を除き、ご本人の同意を得ることなく第三者への開示、提供は行いません。

・お子様からの情報の収集：

bit-driveは、15歳未満のお客様から個人情報を取得する可能性がある場合、保護者のご同意のもとにご提供いただけるよう明示したうえで取得する等、個人情報の取り扱いに関し、特別の配慮を行います。

・個人情報に関する開示、訂正（追加・削除）、利用停止、利用目的の通知依頼、及び苦情・相談のお申し出窓口：

bit-driveインフォメーションセンター

TEL: 0570-006-006

（AM9:00～PM6:00 土日、祝日、夏季休暇、年末年始を除く）

（携帯電話・PHS・IP電話は、以下の番号へおかけください）

03-5475-5441（2011年12月9日 PM6:00まで）

03-5715-1270（2011年12月12日 AM9:00より）



DSLサービス(フレッツタイプ) 新規ご利用申込書

ソニービジネスソリューション株式会社 宛
 個人情報の利用目的に関する同意事項に了解の上、IP通信網サービス契約約款に基づき、下記のとおり
 申し込みます。【bit-drive IP通信網サービス契約約款】<http://www.bit-drive.ne.jp/cgi-bin/jumppage/jumppage.cgi?pageNo=20> ※ 本サービスの最低利用期間は1ヶ月です。

(債権譲受会社)SFIリーシング株式会社 宛
 私は、ソニービジネスソリューション株式会社から提供されるbit-driveサービスを新規に申込むに際し、bit-driveサービスに係る
 成立後にソニービジネスソリューション株式会社から私に対して有することになる当該サービス利用代金債権を貴社が
 譲受けること、並びに、本書に記載した私の個人情報を貴社が行う債権譲受けに係る審査を含め次頁
 『個人情報の利用等に関する同意事項』にもつき貴社が取扱うことを異議なく承諾します。なお、
 貴社審査の結果、当該サービス利用代金債権を貴社が譲受けないこととしても異議ありません。

お申込み年月日 西暦20 年 月 日

1 お申込サービス内容 * フレッツタイプ以外のADSLサービスをお申込みの場合は別のお申込書になります。

お申込みサービス内容	<input type="checkbox"/>	サービスタイプ	ADSL light フレッツタイプ(47M/40M/24M IPアドレス1個)
		NTT回線種別	フレッツ・ADSLモアⅢ(47Mタイプ)・モアⅡ(40Mタイプ)[NTT東日本] モアスペシャル(47Mタイプ)・モア40(40Mタイプ)・モア24(24Mタイプ)[NTT西日本]
	<input type="checkbox"/>	サービスタイプ	ADSL light フレッツタイプ(12M/8M IPアドレス1個)
		NTT回線種別	フレッツ・ADSLモア(12Mタイプ)・8Mタイプ[NTT東日本] フレッツ・ADSLモア(12Mタイプ)・8Mプラン[NTT西日本]
<input type="checkbox"/>	サービスタイプ	ADSL light フレッツタイプ(1.5M IPアドレス1個)	
	NTT回線種別	フレッツ・ADSL1.5Mタイプ[NTT東日本] フレッツ・ADSL1.5Mプラン[NTT西日本]	
<input type="checkbox"/>	サービスタイプ	ADSL light フレッツタイプ(ビジネスタイプ IPアドレス1個)	
	NTT回線種別	フレッツ・ADSLビジネスタイプ	

「bit-driveサービス開始希望日」は「フレッツ開通予定日」以降をご記入願います(最短で本申込み後実働10日後です)。また、本申込書以外の必要書類(口座振替依頼書など)が弊社に到着しない場合、ご希望日に設定できませんのでご了承ください。

フレッツ開通予定日※ 必ずご記入ください。	右記日付 → 西暦20 年 月 日	<input type="checkbox"/> 開通済み
bit-driveサービス開通希望日	西暦20 年 月 日	

2 ご契約者 ※ご契約者は通常代表者をご記入ください。

会社名 (or 個人名)	(フリガナ)	ご契約者区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
ご契約者氏名	ご契約者が“法人”の場合、通常代表者名をご記入ください。“個人”の場合はご契約者名をご記入ください。また、“個人”の場合は併せてご自宅電話番号、生年月日もご記入ください。	朱肉印をご使用ください	
	(フリガナ)	ご自宅電話番号 * 携帯電話可	— —
	生年月日 西暦	年 月 日	印
住所	ご契約者が“法人”の場合、本社所在地をご記入ください。“個人”の場合、ご自宅の住所をご記入ください。		
	〒	都道府県	
	ビルフロア名		

3 お申し込みご担当者 ※お申し込みに関するご担当者をご記入ください。

部署名		お名前	(フリガナ)
連絡先	電話番号:	— —	FAX番号:
	E-Mail:		

代理店名		営業担当	
代理店コード			

SFIリーシング株式会社 個人情報の利用等に関する同意事項

第1条(同意)

お客様は、SFIリーシング株式会社(以下「会社」といいます。)との取引に関して、第2条(与信取引に関する個人情報の利用)に同意します。

第2条(与信取引に関する個人情報の利用)

1. 収集・利用目的

会社は、『お客様と会社との取引の与信判断および与信後の管理』並びに『お客様がご本人であることの確認』のため、つぎに定めるお客様の個人情報を収集し、利用いたします。なお、『ご本人であることの確認』には、お客様の勤務先への在籍のご確認並びに公簿(住民票など)による確認があります。

- ①お客様から提出された「債権譲渡並びに個人情報の利用等に関する承諾書」にご記入頂いた氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先情報
 ②お客様がソニービジネスソリューション株式会社(以下「ソニービジネスソリューション」といいます。)に対しbit-driveサービスを申込みの際、ソニービジネスソリューションに届け出た情報のうち、ソニービジネスソリューションがお客様に対して有するbit-driveサービスの利用代金債権を会社がソニービジネスソリューションから譲り受けるのに伴い、ソニービジネスソリューションから提供されるつぎの情報
 (1)氏名、住所、電話番号(FAX、携帯を含みます。)、電子メールアドレス、連絡先情報、請求先情報、支払いにかかる情報(支払方法、支払口座情報)
 (2)bit-driveサービス利用契約の申込日、契約日、申込商品
 (3)会社に譲渡するbit-driveサービス利用代金額
 (4)会社が譲り受けたbit-driveサービス利用代金の返済状況および会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
 (5)会社が取得する公簿に記載された情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」にもとつき適正な収集・利用と認められる範囲内の情報
 ⑤会社が契約する株式会社帝国データバンク、株式会社東京商工リサーチ

2. 連絡先情報の利用

会社は、お客様から収集したまたは第三者から適正に提供されたお客様の連絡先(自宅住所・電話、勤務先住所・電話、携帯電話、電子メールアドレス等)に、会社が譲り受けたbit-driveサービス利用代金のお支払いについてのご案内を含む事務連絡を、郵便、宅配便、電話、ファクシミリ、電子メール等の方法で行います。

第3条(開示および訂正、削除)

- お客様は、会社に対して、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより、自己の個人情報について開示をご請求いただくことができます。
- お客様は、会社に対して前項の開示をご請求いただく場合は、この同意事項末尾に記載のお客様ご相談室までご連絡ください。開示請求手続の詳細についてお知らせいたします。
- 会社は、お客様の個人情報の内容が事実と異なることが判明した場合には、速やかに誤った情報の訂正または削除を行います。

第4条(ご同意いただけない場合等)

- お客様が「債権譲渡並びに個人情報の利用等に関する承諾書」への記載を希望しない場合ならびに本同意事項の全部または一部を承認しない場合には、会社はbit-driveサービス利用代金債権の譲受けをお断りする場合があります。また、第2条についての利用中止のお申出は原則としてお受けできません。
- 会社がbit-driveサービス利用代金債権の譲受けをお受けしない場合でも、この申込みをした事実は、第2条にもとつき、不承諾の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第5条(業務委託先への預託)

会社は、bit-driveサービス利用代金の譲受けにもとつき業務を他の事業者へ委託して実施するため、当該委託先にお客様の個人情報を預託する場合があります。この場合、会社は当該委託先との間に個人情報保護に関する契約を締結するなどの保護措置を講じます。

第6条(司法機関等への開示)

会社は、法令等の規定にもとつき、司法機関、行政機関その他の公的機関から要請された場合には、会社に登録されたお客様の個人情報および客観的な取引事実に関する情報を当該機関に開示・提供します。この場合、お客様に生じた不利益について会社は責を負わないものとします。

第7条(本同意事項の変更)

本同意事項は、法令に定める手続により、必要な範囲で変更できるものとします。

個人情報の利用中止・開示・訂正・削除等のお申し出、お問い合わせは、下記お客様ご相談室までご連絡ください。

SFIリーシング株式会社 人事総務部
 〒107-0062 東京都港区南青山一丁目1番1号
 電話番号 03-3475-8707

重要事項の説明について

bit-drive IP通信網サービスのご利用にあたっては、この「重要事項に関する説明について」「個人情報の利用目的に関するご通知、同意事項について」の内容を十分にご理解の上、お申込みください。

■ サービス名称と契約約款の上の標記は以下の通りです。

(1) 第1種IP通信網サービス

契約約款 区分				サービス名称
細目	カテゴリ	タイプ	プラン	
光アクセスメニュー	カテゴリ1	タイプ1	プラン1	ファイバーリンク IPv4シングル premium IP1
			プラン2	ファイバーリンク IPv4シングル premium IP8
			プラン3	ファイバーリンク IPv4シングル premium IP16
			プラン4	ファイバーリンク IPv4シングル premium IP32
			プラン5	ファイバーリンク IPv4シングル premium IP64
		タイプ2	プラン1	ファイバーリンク IPv4シングル pro IP1
			プラン2	ファイバーリンク IPv4シングル pro IP8
			プラン3	ファイバーリンク IPv4シングル pro IP16
		タイプ3	プラン1	ファイバーリンク IPv4シングル advance IP1
			プラン2	ファイバーリンク IPv4シングル advance IP8
		タイプ4	プラン1	ファイバーリンク IPv4シングル light IP1
			プラン2	ファイバーリンク IPv4シングル light IP8
	カテゴリ2	タイプ1	プラン1	ファイバーリンク IPv4/v6デュアル premium IP1
			プラン2	ファイバーリンク IPv4/v6デュアル premium IP8
			プラン3	ファイバーリンク IPv4/v6デュアル premium IP16
		タイプ3	プラン1	ファイバーリンク IPv4/v6デュアル advance IP1
			プラン2	ファイバーリンク IPv4/v6デュアル advance IP8
		タイプ4	プラン1	ファイバーリンク IPv4/v6デュアル light IP1
	プラン2		ファイバーリンク IPv4/v6デュアル light IP8	
	カテゴリ3	タイプ1	区分無し	ファイバーリンク IPv6シングル premium
タイプ3		区分無し	ファイバーリンク IPv6シングル advance	
タイプ4		区分無し	ファイバーリンク IPv6シングル light	
DSLアクセスメニュー	区分無し	タイプ1	プラン1	ADSL light フレッツタイプ
		タイプ2	プラン1	ADSL light フレッツタイプ (ビジネスタイプ対応)

(2) 第2種IP通信網サービス

細目	品目	タイプ	プラン	サービス名称
DSLアクセス	12Mbit/s	タイプ1	プラン1	ADSL 12M light IP1

注)DSLアクセスの品目は「DSL回線の終端への伝送方法と他の伝送方法の符号伝送の最大速度が異なるもの」となります。

■ 提供主体の名称

ソニービジネスソリューション株式会社 bit-drive事業部門

注)ソニービジネスソリューション株式会社の組織変更により、名称が変更となる場合があります。

■ 品質

bit-driveが提供する回線の品質を以下に規定します。

- (1) bit-driveの回線サービスは、ベストエフォートによるインターネット接続です。
- (2) ネットワーク工事等により通信が切断されることがあり、インターネットへの接続を常時保証、確保するサービスではありません。
- (3) ネットワークを複数のお客様で共有するサービスであることから品質についてはネットワークの混雑状況により低下する場合があります。一部の回線のご利用状況により、他の大多数の通信が著しくふくそうしたとき、又はその恐れがあるとき、当社はそのふくそうを起こす原因となった回線の通信を制限、停止することがあります。
- (4) IPアドレスを1個のみ割当てるメニューにつきましては、当社より割当てさせていただくIPアドレスにてDNSサーバを設置することはできません。
- (5) サービスの変更、お客様の住所変更によりIPアドレスが変更になることがあります。
- (6) ネットワークの計画メンテナンス工事等につきましては、可能な限り夜間等を実施しますが、やむを得ない場合は平日の昼間に行うことがあります。また、DSL協力事業者、フレッツの提供期間についてはその事業者が定める規定等によります。

(7) NTT東西会社が提供するBフレッツ/フレッツ光ネクスト回線をご利用の場合。

本サービスはアクセスラインにNTT東西会社の提供する「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」を使用しているため、表示速度については「Bフレッツ/光ネクスト」規格上の最高速度です。

(8) NTT東西会社/イー・アクセス株式会社が提供するDSL回線をご利用の場合表示速度はそれぞれの会社が提供する「フレッツADSL」

「xDSL」サービスの規格上の最高速度です。お客様からNTTビルまでの距離、ケーブルの品質、環境などにより規格通りの速度が出ないことがあります。

■ 保守上の対応についてのご注意

(1) フレッツ回線の計画工事情報の取り扱いについて

NTT東西が提供するフレッツ回線(光ネクスト、Bフレッツ、フレッツADSLなど)につきましては、お客様とNTT東西との契約になっておりますので、ご契約のフレッツ回線に関する計画工事情報は、NTT東西へ直接お問い合わせいただくか、NTT東西のWebサイトをご参照ください。障害のご申告を当社にいただいた際は、切り分けのサポート、ならびに当社が知りうる範囲内でのフレッツ障害情報はお伝え可能ですが、お客様個別のフレッツ回線に関して当社からNTTへ障害対応依頼は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

(2) イー・アクセスによる宅内診断について

当社がDSLモデムを設置(DSL回線開通)したとき、あるいは開通後のサービス提供中に、外来ノイズ等の影響によりお客様の望む回線品質(速度、安定性など)が確保できない場合があります。この場合、お客様のご要望により、イー・アクセスによるお客様宅内での診断・調整を行います。

診断・調整の結果、問題のあった箇所によっては、以下のお客様側での費用負担が発生します。

・イー・アクセス/bit-drive区間(モデム、局側収容設備など)、あるいはNTT区間(電話線路の外線区間など)に故障や断線の問題があり、その改善を目的とした調整・交換を行った場合は無料となります。

・お客様LAN環境、お客様によるモデム設定ミス、NTT外線区間への外部からのノイズの影響などDSL特有の問題、ビルのMDFから端末までの宅内配線区間に問題があることが判明した場合は、全額お客様の負担となります。なお、宅内配線区間が原因の場合、イー・アクセスが、暫定処置を施すことがありますが、恒久的な対策は、お客様手配をお願いします。bit-drive経由で手配する場合は、別途費用がかかります。

宅内診断料金 : ¥21,000(平日日中帯)、¥31,000(夜間休日)

・診断の結果、NTTによる回線収容替え、ブリッジタップ外し、保安器の交換等の対応を行う場合は、別途費用が発生いたします。この対応は電話回線の故障でない限り、平日の日中帯対応となります。なお、この対応は速度改善を保障するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

■ 最低利用期間

ファイバーリンク、ADSL light フレッツタイプ	提供を開始した日から起算して1ヶ月間
ファイバーアクセス10M pro/light	提供を開始した日から起算して12ヶ月間
上記以外のDSLサービス	提供を開始した日から起算して3ヶ月間

■ ADSLモデムの貸与について

フレッツADSLを除くDSLサービス(イー・アクセス株式会社を端末回線として利用するサービス)の端末設備については、DSL協力事業者から直接レンタルされます。(当事業部に設置、料金の回収を行います。)モデムの返却、破損時の損害賠償などはDSL協力事業者の指示に従っていただきます。

■ 利用中止

当事業部は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。その場合、あらかじめそのことをIP通信網契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- (1) 当事業部の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 一部の回線による利用により、他の回線の通信が著しくふくそうしたとき、又はその恐れがあるとき、当事業部はそのふくそうを起こす原因となった回線の通信を制限、または提供を中止することがあります
- (3) 契約約款第40条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

■ 契約の解除

当事業部は、IP通信網契約者が次のいずれかに該当する場合は、そのIP通信網サービスの利用を停止、契約の解除することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又はその恐れがあると当事業部が判断したとき。
- (2) 契約約款第57条(利用に係るIP通信網契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 当事業部の承諾を得ずに、利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当事業部以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当事業部の設置する電気通信回線を接続したとき。
- (4) 利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支

障がある場合に当事業部の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から取り外さなかったとき。

- (5) その他、契約約款の規定に反する行為であって、IP通信網サービスに関する当事業部の業務遂行、電気通信設備又は施設に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (6) IP通信網契約者が送信した電子メール(当事業部以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。)について、電気通信事業者その他第三者から異議申立てがあり、そのIP通信網契約者の電子メールの転送を継続して行うことがIP通信網サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当事業部が認めるとき。

■ 契約者の義務

IP通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障がないと、当社が認めた場合を除いて、その利用回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、IP通信網サービスを利用しないこと。
なお、次項に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
- (6) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を用いて前各号に定める禁止行為を他人に行わせないこと。
- (7) 契約者は、前項の規定に違反してその利用回線等を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。

■ IP通信網サービスにおける禁止事項

- (1) 第三者又は当事業部の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者又は当事業部の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 第三者又は当事業部を差別もしくは誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又は結びつくおそれのある行為。
- (5) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信・掲載する行為。
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (7) 事実と異なる情報を送信・掲載する行為、又は情報を改ざん・消去する行為。
- (8) 第三者又は当事業部が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
- (9) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的とするメールを送信する行為。
- (10) 前号に掲げる禁止行為を行うための手段として、架空メールアドレスに宛てたメールの送信をする行為。
- (11) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール(嫌がらせメール、迷惑メール)を送信する行為。
- (12) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- (13) 他人になりすましてIP通信網サービスを利用する行為(偽装のためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む。)
- (14) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的として送信されたメール(本号においてはIP通信網サービスを利用して送信されたか否かを問わないものとします。)の受信者を特定のURL又は特定のサービスに導く目的で当事業部のIP通信網サービスを利用し、当事業部の社会的信用を毀損する行為。(IP通信網サービスが当事業部の社会的信用を毀損する態様で利用されている旨の通知を当事業部から受けたにも拘わらず、IP通信網契約者が、同契約者にとって可能な是正措置を正当な理由なくして相当な期間内に講じることを怠った場合を含みます。)
- (15) 平均的な利用を著しく上回る大量の通信量(トラフィック)を発生させ、当事業部あるいは第三者のネットワークに過大な負荷を与えること。
- (16) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (17) 前各号に該当する虞があると当事業部が判断する行為。
- (18) その他、第三者又は当事業部の権利を侵害すると当事業部が判断した行為。
- (19) 前各号に明示されたもののほか、法令(主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインも含みます。)に反する行為。

■ 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、地位を継承した者(相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割後の承継会社)は、当事業部所定の書面にこれを証明する書類を添えて当事業部に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、すみやかに契約当事者を1名にしぼったうえで、当事業部に届け出ていただきます。

(3) 当事業部は、前項の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

■ 料金の請求、支払方法及び支払期限

料金及び工事に関する費用について、当事業部が定める期日までに、支払っていただきます。料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

- (1) 当事業部は債権をSFIリーシング株式会社に譲渡します。請求はSFIリーシングが行います。お客様はSFIリーシング株式会社が指定する方法にてお支払いください。
- (2) 利用者による、利用の一時中断の場合はその期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 利用停止の場合はその期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (4) お客様の責めによらない理由により、サービスがまったく利用できない状態(但し、DSLに起因する事象に該当する場合を除きます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき、料金の支払いを要しません。(料金を返還します。)返還する金額はそのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍する部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料です。ただし、フレッツ網等bit-driveネットワーク以外の区間が障害となった場合は支払いを要します。

■ 損害賠償

- (1) 当事業部は、当事業部の原因により本サービスを提供しなかった場合は、当事業部が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。
- (2) 損害賠償の額は、サービスが利用できなかった状態を当事業部が知った時刻以降24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの料金の合計額に限りて損害を賠償します。
(詳しくはIP通信網サービス契約約款第54条を参照ください)

■ 免責

- (1) 当事業部は、利用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、IP通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- (2) 当事業部は、この契約約款等の変更により、お客様の設備に改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

■ 契約約款

IP通信網サービス契約約款及び改定に関するお知らせは、当事業部のホームページに掲載します。

URL:<http://www.bit-drive.ne.jp>